

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「限定  
提供データに関する指針（案）」に対する意見書

2018年（平成30年）12月20日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 「限定提供データに関する指針（案）」（以下「本指針（案）」という。）は、本年の不正競争防止法改正において導入された「限定提供データ」に係る不正競争について、保護の対象となる「限定提供データ」や不正競争に該当する各要件について明確化を図り、データ取引の萎縮を避けるために策定されたものであり、その策定の趣旨及び内容について、おむね異論はない。

改正された不正競争防止法及び本指針（案）が周知されることによって、データの利活用が促進されることを期待する。

2 ただし、本指針（案）をより有益なものとするために、以下の改善を希望する。

- (1) 本指針（案）の適所に、関連法令（著作権法や個人情報保護法等）の適用の有無については別途考慮する必要がある旨を付記すべきである。
- (2) 「業として」の要件を含め、どのような情報が保護の対象としての「限定提供データ」に該当するかという問題と、誰が限定提供データに係る不正競争行為による救済を求めることができるか（請求権者）という問題とは別個の問題であるから、後者についても項目を設けて別途説明を加えることを検討すべきである。
- (3) 原則として「取得」に該当すると考えられる具体例をより充実させて、「取得」に該当する行為がより明確になるようにすべきである。

第2 意見の理由

1 総論

本年5月、「限定提供データ」に係る不正競争について改正不正競争防止法（以下「改正法」という。）が成立した。改正法は、第四次産業革命の時代におけるデータの重要性に鑑み、ビッグデータを念頭に、データの適切な利活用を促進するために、一定の要件に該当するデータ（「限定提供データ」）についての不正取得や不正利用行為を「不正競争行為」として位置付けた上で、これに対する民事上の救済措置を認めるものである。

データの利活用が促進されるためには、「データ提供者」がデータを安心して提供でき、また、受け取る側も安心して利活用ができることが不可欠である。そのためには、改正法下において、データ利用に対する委縮効果をもたらすことなく、データの活用を促進していくことが重要である。かかる見地から、事業者が、法改正の内容を明確に理解できるようにすることが極めて重要である。

改正法の衆参両院の各附帯決議において、政府は、データ取引の安全を図り、データ取引の萎縮を避けるため、ガイドラインにおいて、限定提供データに係る不正競争行為の明確化を図ることが謳われており、本指針（案）は、かかる附帯決議にのっとり策定されたものである。

本指針（案）は、保護されるデータの客体、不正競争行為に該当する行為の内容について、考え方や具体例を分かり易く明示しており、その内容についておおむね賛同するものである。

政府は、データの利活用の促進という法改正の趣旨にのっとり、改正法に基づく不正競争防止に関する新たな制度及びガイドラインについて、広く国民や中小企業を含む産業界に対して、その内容の丁寧な周知に努めるべきであり、当連合会としても、そのための協力を惜しむものでない。

## 2 改善を希望する点

上述のとおり、本指針（案）の内容についてはおおむね異論はないが、以下、改善を希望する点について、個別に指摘しておく。

### (1) 他の法律による規制・保護との関係

本指針（案）は、何が改正法の規制・保護の対象となり、何が対象とならないかについて分かりやすく解説している。もっとも、改正法の規制・保護の対象とならない情報には、別の法律による規制・保護の対象となるものがある。この点、本指針（案）は、改正法の「営業秘密」（改正法2条6項）に係る規制・保護との関係については詳細な説明がなされているが、それ以外の法律（著作権法や個人情報保護法等）との関係については言及されていない。そこで、一般の事業者が本指針（案）を読んだとき、「限定提供データ」に係る改正法の保護・規制に該当しなければ、およそ法律による保護を受けることができない、あるいは、およそ違法となることはないと早計してしまうおそれがある。そこで、本指針（案）の適所に、関連法令（著作権法や個人情報保護法等）の適用の有無については別途考慮する必要がある旨を付記すべきである。

### (2) 請求権者について

本指針（案）は、保護対象である「限定提供データ」の定義規定（改正法2条7項）のうちの「業として」との文言の解釈に関し、「無償で提供する場合や個人が提供する場合であっても、反復継続的に行われている行為の一環と評価できるのであれば、『業として』の要件に該当し得る。ただし、差止請求（改正法3条）及び損害賠償請求（改正法4条）の請求権者である『営業上の利益を侵害された者』や『侵害されるおそれがある者』に該当しない場合もある。」と記載している（本指針（案）8頁）。しかし、これでは結局、誰がどのような場合に請求権を持つことができるのか明らかでない。「業として」の要件を含め、どのような情報が保護の対象としての「限定提供データ」に該当するかという問題と、誰が、限定提供データに係る不正競争行為による救済を求める能够性（請求権者）という問題とは別個の問題であるから、後者についても項目を設けて別途説明を加えることを検討すべきである。

### （3）「取得」行為の具体例の記載について

本指針（案）は、原則として「取得」に該当すると考えられる具体例の1つとして、「自己のアカウントに係るクラウド上の領域などでデータを利用できる状態になっている場合（その場合、自己のパソコンやUSBメモリにダウンロードせずとも「取得」に該当しうる。）」を挙げているが（本指針（案）19頁），クラウド上の領域に置かれる情報について、どのような行為態様が「取得」に該当するのか、この例だけでは明らかでない。例えば、A（データ提供者）⇒B（データ取得者）⇒C（データ転得者）と限定提供データに係る情報が提供される場合において、Bが当該情報を自己のアカウントに係るクラウド上の領域に新たに移す行為態様や、Bから開示を受けたCが当該クラウド上の領域でデータを利用できる状態で保有する行為態様（その場合、自己のパソコンやUSBメモリにダウンロードせずとも「取得」に該当し得る。）を区別して説明するなど、「取得」に該当する行為がより明確になるようにすべきである。

以上